

別記様式第十（裏面）（平28内官令1・旧別記様式第十三繰上・一部改正、令元内官令2・一部改正）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条及び第18条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。